平成２６年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字外崎２丁目７番地８　メゾンゆうＡ―101号
債務者　小山百香子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２５号
青森県弘前市大字高田１丁目13番地４　サンテラス201号
債務者　高橋　麻美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字取上５丁目16番地３、住民票上の住所青森県弘前市大字清野袋３丁目１番地１
債務者　葛西龍之助
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２５７号
名古屋市港区小碓１丁目70番地
債務者　武富　　忍
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７００号
愛知県小牧市小牧１丁目240番地　ドミール・かねまつ107号
債務者　三浦　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９号
青森県八戸市桜ケ丘３丁目25番20号　コーポ西張２号室、前住所青森県八戸市桜ケ丘４丁目13番16号　久保澤住宅Ａ
債務者　佐々木一美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１３６６号
名古屋市名東区八前１丁目209番地　シティーコーポはちまえ206号
債務者　西本　幸司
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１０号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目126番地　エントピアＫＴ103号
債務者　三上　浩司
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４６号
名古屋市天白区八幡山1334番地　チェリーハイツ202号、従前の住所名古屋市西区中小田井２丁目195番地　フローラタウン301号
債務者　戸田富貴子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２５４号
東京都墨田区石原４丁目30―１―103
債務者　平井由紀雄
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２８０号
東京都練馬区大泉町４丁目34―27―203
債務者　大池　尚吾
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２９７号
千葉県市川市本行徳29―13　アサイハイツ201
債務者　坂戸真由美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３０５号
東京都大田区中馬込３丁目20―８　中馬込荘
債務者　岩澤　龍太
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３０６号
東京都江東区亀戸９丁目19―20―1003
債務者　坂本　竜彦
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３２４号
東京都練馬区春日町５丁目20―20―103
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３３５号
東京都豊島区池袋本町２丁目７―１―501
債務者　久保　　悟
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部